大電發電所の 最高幹部辭職す

森機關課長、市川、福谷の兩發電所長が揃ひも揃って 會社側はどう捌くか

5/23 六日

大電の勞働爭議が未だ全く解決しない一方に今度は大電側の安倍川及び富士川兩發電所の最高幹部に大きな渦が卷き起り二十一日會社が從業者と解雇者の最後の處分を發表するに當り森機關課長、市川安倍川發電所長、福谷富士川發電所長は今回の責任者として若林技師長て木村技術顧問の手を經て宮崎社長の許へ辭表を提出した、會社が果して三氏の辭表を容れるかどうかは疑問だが兩發電所長の上席にある森機關課長の現地位を去ることは[illegible]ふべからざるものゝ如く直接職工に接する點と今回の爭議に未然に解決し得なかった點から言へば森機關課長よりも兩發電所長に當面の責任がある譯だが市川氏は先年安倍川發電所の非故障の際百餘名の職工就業に功勞ある上發電所の最高技術者を一時に失ふことも會社として苦痛なるべく市川氏は多分難き處分にて留任と觀られ之に對して福谷氏が森氏と個人的に近きだけ殉死の意味で會社を去ることすれば同じ發電所長の一方を留めて一方を去らせることゝなる譯で此邊の呼吸を如何にするか最も注視されて居る

猶廿日出張の電氣主任小島綠郎、職員主任兵井下柳太郎氏等以下耐社員三十餘名は廿二日午前十時より宮崎室に會合して福谷所長等の留任問題に就き重役側の意見を聞くことゝなり電話で其の旨通告したので大電本社より木村顧問猪狩兩氏發電所に出張し小島、坪井兩氏に會見して猪狩顧問より市川氏が結局森、福谷兩氏は勿論市川氏にも全部辭表を却下せしむることゝになるだらうと

て兩發電所事務員は若し重役側の意向の如く市川氏のみ留任せしめて兩氏の辭表を容るゝやうなことがあれば吾々も連袂辭表を提出すると敦圍いて居るが

發電所長等に 反省の勸告

電業員組合から

電業員組合では廿一日午後六時南匠干川畔の修繕所に代議員會を開き今回の勞働爭議の經過に就き會計報告の後森機關課長、市川安倍川、福谷富士川兩發電所長並に修繕所技師[illegible]の三主任に對し反省の勸告を發することを決議し十一時散會した

理由は以上の諸氏は今回の勞働運動に高壓的手段を以て臨み勞働者の立場を非常に困難に陷らしめたのは怪しからぬ今後は勞働運動に理解ある態度に出でられたしといふにある

結局辭表は却下となろう

會社では考慮中

大電勞働爭議直面の責任者として森機關課長、市川安倍川、福谷富士川兩發電所長の三氏が辭表を提出したことは別項の如くであるが會社は之に對し善後の處置につき目下考慮中である

而して森機關課長及び福谷富士川發電所長の兩氏は元來事務員及び職工の信望厚く今回の爭議に對しても事務員全部及び一部職工は森福谷兩氏の激勵によって踏み止まり發電所に支障なきを得たるもの

退職して 慰藉料を要求

六十一圓半と五十圓の談判

大電勞働爭議大詰の談判を試むべく廿一日正午秋原氏が宿舍に調停者田中、加々美兩氏を訪ねた、職工側代表者は[illegible]に出で[illegible]加々美特高課長に對し

會社が今回の處置は誠意を認める事が出來ぬ希望條件を提げ退いたのみならず待命轉勤等の處置は退職せしむるにはかりの[illegible]で職工職工を侮辱するの甚しきものである、依て一同は會社の退職を承認せず[illegible]だから退職金の外に相當慰藉料を支給する樣會社に交渉されたし

と申出たのに對し加々美氏は一應會社側の意見を聞くこととなり電話で[illegible]各職工の意見を纏めて出して貰ひたいと答へたので一應安倍川發電所長の宅に引取り一同に諮った結果[illegible]退職者の手當金額は何程か、各職工の意見を纏めて出られたしと答へたので職工側は[illegible]に引取り一同に諮った結果解雇の上は日給四十日分を慰藉料として要求する事に決し其旨加々美氏に通じたので加々美氏は會社の内意を確めた後職工側に讓歩を交渉したので職工側は日給廿五日分(六十一圓五十錢)を要求する事になり午後四時半加々美氏に共旨通告すると同氏は同五時秋原大電勞務課長を宿舍に招致し職工側の要求を示して協議したが會社側は日給廿日分(五十圓)を最高限として相讓らず結局午後十一時半職工側は廿二日午前九時最後の回答をなすべきを約し十一時十分宿舍を辭した

大電問題の大詰

問題の退職者に對する 慰藉料は五十圓で折合ふ

廿一日徹夜に至るも兩者の意見が一致せずして持越された大電勞働爭議大詰の大談判は廿二日午前九時職工側代表者から加々美特高課長に最後の回答をなし同氏より之を大電側に傳へた處同意したので約一箇月間に亘り紛糾を續けた問題も愈々最後の幕を閉じて無事解決した、職工側では此際全部職者と運命を共にして辭職する事に決定し會社は之に對して解雇者同樣の退職手當金を給し日給五十日分の慰藉金を支給する事に決定し會社が復職を命じた者の中止まるを快しとせず辭職を希望する者は會社と直接交渉して其事を取決める事に決ったが會社は之れに對し左の如く發表した

一、轉勤待命者は全部依願解雇とし解雇者と同樣の待遇をなす但し復職を命じたる者の退職者は普通退職手當による

二、解雇者に給與すべき慰藉金を五十圓とす

そして解雇者並に辭職者を合し三百餘名は手當金の支給を受けた上で今後の方針を決定するらしいが大部分は歸國する模樣である

全く解決した 大電の勞働爭議

慰藉金は職工の要求通り支給された

◇……大電の失費は十萬圓……◇

[illegible]の慘事をさへ惹き起した大電の勞働爭議も二十二日に至り纏まり、春日出、安治川兩發電所へ此の日から復歸した職工七十名からあった、荷待命、轉勤を命ぜられた職工の中四十名は、漸く退職するとか二三日間休業させて呉れなど云ふ持ち込まれる位で大電當局も漸く安堵の胸を撫でおろしたのであった

最後迄加々美氏の調停

大電電業職工飯原、稻本、松原、澤田の四氏は二十二日午前八時加々美特高課長を官邸に訪問し慰藉金問題に付き更に交渉をなふ處あり課長は職工側の意のある處を體し代表者の歸後直ちに電話で

大電 荻原庶務課長に交渉した荻原氏は前夜來の幹部會議の決定に基き職工側の要求通り

一、慰藉金として一人平均五十圓を支給する事

一、十九日より三日間の日給を支給する事

を容るゝ旨を確答し夫れと同時に解雇者待命者に對しては職工側の

要求 通り依願解雇として取扱ひ解雇者同樣の待遇をする事を約した又復職者中の退職希望者に對する慰藉金に就ては前夜來職工側は五十人を限度として支給されたしと申込み會社側は五十人を限度に支給する旨を言明し双方意志の疏通を缺くやうであつたが

結局 會社側は個人に就て決定する旨を約した加々美[illegible]

10.5.23.

頼しく進んだ天歩